

答申第142号
令和6年1月29日
(諮問公第163号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、全部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和4年11月3日付けで、「平成29年度以降の鹿児島県環境審議会温泉部会の議事録」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和4年11月17日付け生衛第294号で、公文書全部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和5年2月13日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、「平成29年度以降の環境審議会温泉部会の「議事録」について公開する」との裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 審査請求人が開示請求したのは「逐語的な議事録（以下「逐語録」という。）」である。開示された会議録は、議事の内容については「審議」欄に審議件数とその種類（掘削や動力装置）、委員からの質問内容（記載も薄く具体的な内容が不明な簡易なもの）が示されているのみである。また「審議結果」についても許可条件等について詳細な内容がわからない不親切なものである。これらから、とても議事録とは呼べないものが開示されている。

イ 会議録の公開をもって公文書を「全部開示」としていることは、開示請求の内容「平成29年度以降の鹿児島県環境審議会温泉部会の議事録」と相違している。

ウ 会議録作成のためには、その内容に誤りがないよう、温泉部会の審議内容をメモし、録音し、それらを文書として取りまとめて組織で共有することが通常の事務として行

われていると考えられる。他県の議事録をみても、その後、発言者と発言内容を書き起こした議事録を次回の温泉部会に示し、部会委員に内容の確認を取ることが通例である。

エ 条例第2条第2項において、「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と定義されており、温泉部会の審議内容について処分庁の職員が職務上作成した文書、取得した録音等が存在するはずである。このうち、職員が職務上作成した文書、すなわち、逐語録の開示を求めるものである。

オ 実施機関は、審査請求人に対し、令和4年10月12日付メールで「温泉部会の会議及び会議資料・議事録等については非公開としております。」と述べている。また、令和4年11月7日付メールでは「鹿児島県環境審議会温泉部会の議事録については、概要のみとなっており、全文はない旨を申し添えます。」とし、令和5年2月21日付メールでは「詳細な内容が分かる「逐語録」に該当する文書は存在しておりません。」と述べている。

カ 個人や法人等に関する事業情報については、たとえば、兵庫県平成27年2月3日答申第40号において指摘しているとおり、実施機関が「個人や法人等に関する事業情報」と考えていると想定されるものが、「さほど重要なものとは考えられない」と判断されていることから、条例第7条には該当せず、公開すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

ア 知事は、温泉法（昭和23年7月10日法律第125号）第32条に基づき土地の掘削許可等の処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和47年6月22日法律第85号）第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされている。

イ 鹿児島県においては、鹿児島県環境審議会条例（平成6年7月13日条例第22号）第1条に基づき、自然環境保全法第51条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、鹿児島県環境審議会を置くとしており、同条例第6条に基づき、部会を置くことができる。

ウ 鹿児島県環境審議会運営規程第7条に基づき、温泉掘削等の許可に関する事等は温泉部会の事務とし、同規程第12条に基づき審議会及び部会の審議については、会議

録を作成するとしている。

エ 概要をまとめた会議録は作成しているものの、詳細な内容が分かる逐語録は作成しておらず、存在しない。

(2) 全部開示決定の理由

条例第7条において、「開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」とされており、該当する情報がないため全部開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年3月14日	諮問を受けた。
4月12日	実施機関から弁明書の写しを受理した。
4月25日	実施機関から反論書の写しを受理した。
11月22日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
12月20日	諮問の審議を行った。
令和6年1月24日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

実施機関は、本件処分に係る対象公文書として「平成29年度以降の環境審議会温泉部会（会議録）」を全部開示している。

会議録には、温泉部会の「開催日時」、「場所」、「出席者」、「会次第」、「審議内容」及び「審議結果」が簡潔に記載されている。

審査請求人は、逐語録を開示するよう求めていることから、逐語録の存否について検討する。

イ 逐語録の存否について

実施機関は、温泉部会の詳細な内容が分かる逐語録は作成しておらず、存在しないとしている。

実施機関が当審査会において説明したところによると、温泉部会における審議は、1回の部会で掘削及び動力装置の設置等に係る許可申請を審議し、答申するものであることから、逐語録を作成する必要がないとのことだった。

また、審査会が事務局職員をして実施機関の保有する温泉部会に係る関係簿冊及び

パソコンのフォルダ内を確認させたところ、逐語録は存在しなかった。

以上のことから、逐語録は作成しておらず、存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、本件対象公文書として会議録を特定し、全部開示決定とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

当審査会は、本件審査を通じ、当該事案における議事録作成のあり方等についても議論したので、次のとおり意見を付する。

本件で開示された対象公文書である会議録を確認したところ、会議録の審議内容の欄には、「掘削許可申請〇〇件、動力装置許可申請〇〇件について諮問され」など、申請種別が記載されているが、審議結果の欄では、「〇〇号議案について、」を主語として記載されており、どの申請の審議結果を記載しているのか不明である。

各審議会等において、議事録作成の目的は異なることから、記載される内容も概要的なものや逐語的なものがあることは理解するが、当該会議録については、内容をより分かりやすく記載することが望ましい。

また、実施機関は、審査請求人に対して、複数回メール等で説明を行っているが、審査請求人は、「逐語録を作成するのが通例であり、逐語録を作成しているはずである。」と主張していることから、議事録作成の目的や逐語録を作成しない理由などを説明して、温泉部会の制度理解を求めるといった対応や、会議録に「〇〇号議案について、」として、議案書の内容を記載していないのであれば、議案書を開示請求するかを確認する対応もあり得たと考える。

実施機関においては、議事録作成のあり方や開示決定後の事案の説明について、情報公開制度の円滑な運用が図られるよう検討することを要望する。